

# 最近の液化石油ガス保安行政について

平成 18 年 11 月  
関東東北産業保安監督部  
保安課

. 液化石油ガス事故の発生状況について

. 立入検査の結果等について

. 液石法施行規則等の改正について

. その他

## .立入検査の結果等について

(1/2)

	改善すべきと指摘した主な事項	関係条文	業務主任者の職務 (規則第24条)
1	保安業務を行う保安機関が変更になっているにもかかわらず「販売所等変更届」を行っていない。	第8条	1号職務
2	法第14条に基づく書面を、交付していない。	第14条	2号職務
3	法第14条書面について、保安業務を行う保安機関の名称、住所、連絡方法を誤って記載していた、又は住所を記載していない。	第14条	2号職務
4	法第14条に基づく書面について、保安業務を行う保安機関が変更になっているにもかかわらず、変更の書面を交付していない。	第14条	2号職務
5	選任された業務主任者について、法で定められた期間を経過しているにもかかわらず講習を受講させていない。	第19条	
6	他社の販売事業者から切り替えたとき、「供給開始時点検・調査」を行っていない。	第27条	5号職務 7号職務
7	規則第38条ただし書きの消費機器を所有又は占有する消費者に1年に1回以上行う周知を行っていない。	第27条	7号職務
8	保安業務を他社の保安機関に委託しているにもかかわらず、「保安業務委託契約書」を締結していない。	第28条	
9	緊急時対応業務について、保安機関の事業所又は委託している保安機関の事業所から、30分以内に到達できない範囲に消費者が所在している。	第31条	
10	供給開始時点検調査を実施していない。	第27条 第34条	5号職務 7号職務
11	定期供給設備点検・消費設備調査について、法で定められた期間を超えて実施していた。	第34条	5号職務 7号職務
12	定期供給設備点検・消費設備調査について、法で定められた期間を超えているにもかかわらず実施していない。	第27条 第34条	5号職務 7号職務
13	地盤面下に埋設した供給管又は配管(亜鉛メッキを施したもの又は亜鉛メッキを施した供給管に防しよくテープを施したもの)について、1年に1回以上の漏えい試験を行っていない。	第34条	5号職務 7号職務
14	漏えい試験で、圧力が降下するなど不適合が認められたにもかかわらず「適合」としていた。	第34条	5号職務 7号職務

	改善すべきと指摘した主な事項	関係条文	職務 (規則第24条)
15	法第38条の3に基づく「液化石油ガス設備工事届」を行っていない。	第38条の3	
16	帳簿について、法第14条に基づく書面を交付した者の氏名、交付年月日を記載していない。	第81条	10号職務
17	帳簿について、周知を行った者の氏名、周知の年月日等を記載していない。	第81条	10号職務
18	「液化石油ガス販売事業報告」、「保安業務実施状況報告」を期日内に報告していない。	規則第132条	10号職務
19	ガスメーターについて、法で定められた有効期限を経過しているにもかかわらず交換していない。	計量法	
20	無償貸与しているガスメーターについて、有効期限を経過しているにもかかわらず交換していない。		

## (参考)

## 業務主任者の職務 (規則第24条)

法第3条第2項第3号から第5号までの事項を変更したときは、遅滞なく、法第8条届出がなされるように監督すること。

法第14条の書面を作成し、又はその作成を指導すること。

液化石油ガスの販売の方法が法第16条第2項の基準に適合し、又は適合して維持されるよう監督すること。

貯蔵施設が法第16条第1項又は法第37条の基準に適合し、又は適合して維持されるよう監督すること。

供給設備が法第16条の2第1項の基準(特定供給設備にあつては、法第37条の基準)に適合し、又は適合して維持されるよう監督すること。

法第18条第1項の規定による保安教育の計画の立案、実施又はその監督を行うこと。

法第27条第1項の保安業務の実施及びその結果を確認すること。

法第36条第1項に規定する貯蔵施設又は特定供給設備が、法第37条の2第1項の許可を受けないで変更されること及び法第37条の3第1項の完成検査を受けないで使用されることがないよう監督すること。

法第37条の4第1項に規定する充てん設備が、法第37条の4第3項において準用する法第37条の2第1項の許可を受けないで変更されること、法第37条の4第4項において準用する法第37条の3第1項の完成検査を受けないで使用されることがないよう監督すること。

帳簿の記載及び報告の内容について監督すること。

法第14条第1項の書面交付を行った場合、帳簿に記載すべき事項 (規則第131条第1項)

1. 書面交付に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所
2. 書面交付した者の氏名
3. 書面交付の年月日
4. 書面の内容

周知を行った場合、帳簿に記載すべき事項 (規則第131条第2項)

1. 周知に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所
2. 周知を行った者の氏名
3. 周知の内容
4. 周知の年月日

